様式第１号（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **現場代理人兼任届出書** | | | |
| 東松山市長　　　　　　宛て | | | |
| 工事名 | |  | |
| 工事場所 | |  | |
| 工期 | |  | |
| 請負代金額 | |  | |
| 現場代理人 | | 氏　名 |  |
| 資　格 |  |
| 現場代理人の連絡先 | | | （緊急時連絡先） |
| （上記以外の連絡先） |
| 上記工事の現場代理人は、既に受注している下記工事の現場代理人と兼任させたいので届け出ます。なお、既発注工事の担当課には内諾を得ています。  　　年　　月　　日  所在地  会社名  代表者役職名  代表者名 | | | |
| 既受注工事  の概要 | １ | 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工期 |  |
| 当初請負代金額 |  |
| 役職 |  |
| 工事主管（監督）課 |  |
| ２ | 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工期 |  |
| 当初請負代金額 |  |
| 役職 |  |
| 工事主管（監督）課 |  |

注）

(1) 本届出書の提出の際に既に受注している工事について、契約書の写し等工事の概要がわかるものを添付すること。

(2) 工事が次のいずれかに該当する場合に、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は連絡員を兼任することができる。

ア 専任の技術者の配置を要しない工事（請負金額4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）未満の工事）

イ 東松山市建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領により同一の主任技術者の配置が認められた工事

ウ 東松山市建設工事における特例監理技術者の配置に係る取扱要領により、特例監理技術者等の配置がされる工事

(3) 兼任できる件数は、2件以内とする。ただし、市が発注する工事であって上記アに該当するものの役職又は上記ウに該当する工事の連絡員のみを兼任するときは、3件以内とする。

　(4) 新たに配置する工事の発注者及び既に配置している工事の発注者に、兼任することについて内諾を得ること。

　(5) 本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。

【発注者チェック欄】

　　①　□　発注者との連絡体制が確保されている

　　②　□　現場代理人が必ずいずれかの工事に常駐している

　　③　□　工事現場における運営、取締り、権限の行使に支障を生じさせない

　　④　□　新たに配置する工事及び既に配置している工事の発注者に兼任することの内諾を得ている